

居宅介護支援事業重要事項説明書

共立ケアプランセンター

共立商事株式会社

居宅支援事業の重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

（１） 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	共立商事株式会社
代表者氏名	代表取締役 赤松舞子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府富田林市寿町4丁目7番37号 電話 0721-24-7723 FAX 0721-24-7723
法人設立年月日	昭和53年 9月30日

（２） 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

・事業所の所在地等

事業所名称	共立ケアプランセンター
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定（2774901629）
事業所所在地	富田林市寿町4丁目8番1号
連絡先 相談担当者名	電話 0721-24-4670 FAX 0721-24-4671 相談担当者氏名 金正牧子
事業所の通常の 事業の実施地域	富田林市 河内長野市 大阪狭山市 羽曳野市 堺市美原区 河南町 太子町 千早赤阪村

・事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<ol style="list-style-type: none">1 当事業所の介護支援専門員が、ご利用者様などからの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご利用者様やそのご家族様の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類内容等の計画を作成します。2 サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整その他便宜の提供を行うことを目的としています。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1 ご利用者様が要介護状態となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことが出来るように配慮します。2 ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境に応じて、自

	<p>らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>3 ご利用者様の意志及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業を行うにあたっては、ご利用者様の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。</p> <p>6 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。</p>
--	---

・事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、土曜、日曜、国民の祝日、12月29日～1月3日を除く
営業時間	午前9時～午後5時まで

・事業所の職員体制

管理者	金正牧子（主任介護支援専門員）
-----	-----------------

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名 介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 2名 管理者と兼務

(3) 提供するサービスの利用料について

・基本報酬

介護支援専門員 1 人 当たりのご利用者様の人数	要介護度	利用料 (基本単位)
45 人未満の場合 (居宅介護支援費 I)	要介護 1・2 の方	11,316 円 (1086)
	要介護 3～5 の方	14,702 円 (1411)
45 人以上の場合において、 <u>45 人以上 60 人未満の部分</u> (居宅介護支援費 II)	要介護 1・2 の方	5,668 円 (544)
	要介護 3～5 の方	7,335 円 (704)
同上的場合において、 <u>60 人以上の部分</u> (居宅介護支援費 III)	要介護 1・2 の方	3,396 円 (326)
	要介護 3～5 の方	4,397 円 (422)

☆ 地域区分別の単価(6 級地 10.42 円)を含んだ金額です (以下同様) 。

※ 当事業所が運営基準減算 (居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算) に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、上記介護報酬は算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前 6 月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等 (訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護) がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前 6 月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合

・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合

・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

※ 居宅介護支援費（Ⅰ）で、取扱件数が45以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費（Ⅰ）の（ⅱ）又は（ⅲ）を算定します。

・加算

加算等名称			利用料 (基本単位)	算定回数、要件等
初回加算			3,126 円 (300)	新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）
入院時情報 連携加算（Ⅰ）			2,605 円 (250)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合（入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院翌日を含む。）
入院時情報 連携加算（Ⅱ）			2,084 円 (200)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して介護支援専門員が必要な情報を提供した場合（営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。）
退院・ 退所 加算	カンファレンス 参加無	連携1回	4,689 円 (450)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)
		連携2回	6,252 円 (600)	
	カンファレンス 参加有	連携1回	6,252 円 (600)	
		連携2回	7,815 円 (750)	
		連携3回	9,378 円 (900)	

通院時情報連携加算	521 円 (50)	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084 円 (200)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
ターミナルケアマネジメント加算	4,168 円 (400)	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師等及び居宅サービス事業者に提供した場合
中山間地域等における小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1月当たり実利用者数が20人以下の事業所である場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬の5%を加算	下記の地域に居住しているご利用者様に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合
特定事業所加算	当事業所では算定しません	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（1月につき）
特定事業所集中減算	-2,084 円	居宅サービス計画に位置付けたサービスが、特定の事業者（法人）に不当に偏っている場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定	対象となる利用者 <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅支援事業所と同一の建物に居住する利用者 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)です。

・その他の費用について

① 交通費	交通費は請求いたしません。
-------	---------------

(4) 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

(5) 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

利 用 料	全額介護保険により負担されます 利用者の負担はありません
その他の費用（交通費）	利用者負担はありません。

(6) 居宅介護支援の提供にあたって

① 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(7) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・金正牧子
-------------	----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

サービス提供中に、当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、

これを市町村に通報します。

(8) 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2. 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

(9) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

【市町村（保険者）の窓口】 富田林市市役所	所在地 富田林市常磐町1番1号 電話番号 0721-25-1000 ファックス番号 0721-20-2113 受付時間 9:00～17:30
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

保険会社名 株式会社 損保ジャパン 保険名 受託者賠償責任保険 保障の概要 居宅サービス・居宅介護支援事業者事故対応費用
--

(10) 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(11) 記録の整備

指定介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、居宅サービス計画の完了の日から最低5年間は保存するものとする。

(12) 衛生管理等

事業所内において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(13) 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び計画を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(14) 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

- ①担当ケアマネジャー_____が担当させていただきます
 担当ケアマネジャーについては 変更の可能性がありますのでご了解ください
 ②提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料 (月額)	利用者負担 (月額)
○	11, 316 円 (要介護 1~2) 14, 702 円 (要介護 3~5)	0 円

(15) サービス提供に関する相談、苦情について

① 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

②苦情申立の窓口

相談又は苦情等に対応する常設の窓口	相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように相談苦情管理対応シートを作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いている。
相談担当者	金正牧子
円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	①苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。 ②特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。 ③相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。 ④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日迄には連絡する。)
苦情があったサービス事業者に対する対応方針等	処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行う。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議する。

苦情相談窓口

【事業所窓口】

共立ケアプランセンター

(月～金 9:00～17:00)

0721-24-4670 (TEL)

0721-24-4671 (FAX)

【市区町村の窓口】

・富田林市 健康推進部高齢介護課

0721-25-1000 (内線197)

(月～金曜 9:00～17:30)

・河内長野市 健康増進部介護高齢課

0721-53-1111

(月～金曜 9:00～17:30)

・大阪狭山市 保健福祉高齢介護グループ

072-366-0011

(月～金曜 9:00～17:30)

・羽曳野市 保健福祉部保健健康室高年介護課

072-958-11111

(月～金曜 9:00～17:30)

・堺市 美原区役所美原保健福祉総合センター地域福祉課

072-363-9316

(月～金曜 9:00～17:30)

・河南町 健康福祉部高齢障がい福祉課

0721-93-2500

(月～金曜 9:00～17:30)

・太子町福祉室高齢介護グループ

0721-98-5538

(月～金曜 9:00～17:30)

・千早赤阪村 健康福祉課

0721-72-0081

(月～金曜 9:00～17:30)

【公共の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会

06-6949-5418 (TEL)

(月～金曜 9:00～17:00)

06-6949-5417 (FAX)

(14) 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	富田林市寿町 4 丁目 7 番 3 7 号
	法人名	共立商事株式会社
	代表者名	代表取締役 赤松舞子 印
	事業所名	共立ケアプランセンター
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代筆の場合	続柄 氏名	(続柄：)

代理人	住所	
	氏名	印

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。またパンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
 - ウ 居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から複数のサービス事業所の紹介を求めていることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができます。
 - エ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - オ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との

連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次の通りです。

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	77%
通所介護	35%
地域密着型通所介護	21%
福祉用具貸与	77%

- ② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	フォーライフヘルパーステーション 50%	ヘルパーステーションぴゅあ藤沢台 37%	ロールケア 4%
通所介護	フォーライフデイサービス錦織 38%	サンケアライフ寿町 デイサービス 23%	やすらぎの村デイサービスセンター 10%
地域密着型通所介護	フォーライフデイサービス 71%	デイサービスもみの木 8%	デイサービスゆう 7%
福祉用具貸与	ソウシン福祉用具貸与事業所 70%	ピースライフケア 12%	ヤマシタ 2%

(令和6年度後期)